

令和7年度恵庭市教育委員会会議(1月定例会)会議録

日 時	令和8年1月13日(火) 開会16時30分 閉会17時30分																						
会 場	市役所 3F 301・302会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>中 山 舞</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子	委 員	中 山 舞												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
委 員	中 山 舞																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>狩 野 洋一</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>山 口 晃弘</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>藤 野 真一郎</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主幹</td> <td>前 川 豊志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>横 山 真澄</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>斉 藤 喜代彦</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>和 合 智子</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 野 隆司</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>塚 野 憲</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>小 井 裕介</td> </tr> </table>	教育部長	狩 野 洋一	教育部次長	山 口 晃弘	教育総務課長	藤 野 真一郎	教育総務課主幹	前 川 豊志	教育支援課長	横 山 真澄	社会教育課長	黒 氏 優子	学校給食センター長	斉 藤 喜代彦	読書推進課長	和 合 智子	郷土資料館長	高 野 隆司	教育施設課長	塚 野 憲	教育総務課主査	小 井 裕介
教育部長	狩 野 洋一																						
教育部次長	山 口 晃弘																						
教育総務課長	藤 野 真一郎																						
教育総務課主幹	前 川 豊志																						
教育支援課長	横 山 真澄																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
学校給食センター長	斉 藤 喜代彦																						
読書推進課長	和 合 智子																						
郷土資料館長	高 野 隆司																						
教育施設課長	塚 野 憲																						
教育総務課主査	小 井 裕介																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	1名																						
議事録署名委員	土 谷 秀樹																						

令和7年度恵庭市教育委員会会議(1月定例会)結果表

令和8年1月13日(火) 16時30分開会

17時30分閉会

会場:市役所 3F 301・302会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市高等学校等奨学金支給条例施行規則の制定について (修正)	原案可決
協議1	第四次恵庭市教育大綱(素案)について	協議済み
協議2	「第4次教育推進プログラム」主な事業(案)について	協議済み
報告1	令和7年第4回定例会 一般質問について	報告済み
報告2	「恵庭市いじめ防止基本方針」の改定について(最終版)	報告済み
報告3	令和7年度恵庭市通学路合同点検について	報告済み

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、斉藤学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 録

開会 16時30分

- 教育長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。
- 事務局 今回会議の議事録署名委員は、土谷委員お願いします。
- 教育長 よろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 教育長 次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。
- (事務局から前回の議事録について報告)
- ただいまの記録のとおり承認するという事でよろしいですか。
- 各委員 (はいの声)
- 教育長 続いて日程3、議案に入ります。
議案第1号恵庭市高等学校等奨学金支給条例施行規則の制定について(修正)、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 議案第1号恵庭市高等学校等奨学金支給条例施行規則の制定について(修正)説明いたします。
2ページの議案第1号をご覧ください。
恵庭市高等学校等奨学金支給条例の施行規則につきましては、先月の教育委員会にてご説明したところでありますが、その際にちょうど第4回定例議会の開催中で、大元の条例について審議されている最中でしたので、その議会での条例の審議の影響を受ける可能性がございます、という前提での規則の提案でありました。
その条例についてですが、議会では常任委員会への付託案件とされまして、12月10日の総務文教常任委員会にて審議され、いろいろと質疑、ご意見をいただき、最終的に承認いただきましたが、付帯決議として運用について適切に対応できるよう考慮すべき点があるとの指摘があり、それを受けて規則の中で修正することといたしました。
具体的には、当日配布資料に条例の第2条と第8条を抜粋してございますが、条例第2条の第2項で「前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める者に対し、奨学金を支給することができる」とあるのに対し、特に必要と認める者とはどのような者か、というご意見があり、規則の中で2ページ目の下段第3条『奨学金の支給対象者の範囲』において、修正として新たに第4項として起こ

して、「条例第2条第2項に規定する者は、やむを得ない事情により、恵庭市外の住民基本台帳に記録されているものであって、恵庭市内に住所を有し、高等学校へ在学するものその他これらに類するものとして、教育委員会が別に定める者とする。」としました。

また、3ページ下段にあります第7条（返還の通知）ですが、前回の教育委員会で協議いただいた案では、下線の部分がなかったのですが、先ほど配布した条例の抜粋の補足資料の第8条（奨学金の返還）において、奨学金の支給を廃止又は休止したときに、既に支給した奨学金の全部または一部を返還させなければならないとなっておりますが、具体的にどのような場合を指しているのか、いまいち読み取れないというご意見があり、規則の中で、下線の「支給済みの奨学金のうち、奨学金の支給を廃止又は休止する事由が発生した日の属する月の翌月分以後の奨学金を返還の対象とし、」と追記することで、明確にしたものであります。

規則の修正についての説明は以上になります。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただ今の議案第1号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

（なしの声）

教 育 長

なければ、以上で議案第1号について終了いたします。

続いて、日程4協議に入ります。

協議1は、第四次恵庭市教育大綱（素案）についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、私から第四次恵庭市教育大綱の素案についてご説明させていただきます。

協議事項の1ページをご覧ください。

前回12月の教育委員会にて、教育大綱の骨子としてお示しし、説明させていただいたところであり、教育大綱の位置づけや期間について説明を省かせていただきますが、冒頭「はじめに」という事で寄せた文章ですが、委員の皆さんに事前に送った後、改めて内部で議論している中で、「ブーカの時代」という言葉を引用しておりますが、確かに今はそのように呼ばれてはいますが、今後何年か先に、時代を象徴する言葉としてそのように言われているかは分からないので、先を見据えた大綱の中ではこの言葉は避けようという事で、提案の修正として「ブーカの時代と呼ばれている」というくだけは削除願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

現在策定作業を進めております令和8年度からスタートする第6期総合計画に基づいて、資料2ページと3ページになりますが、『基本目標』と『5つの目標』が記載されていますが、この内容については前回の教育委員会で骨子として確認されているものになります。

今回の素案では、「目標1：子どもや若者が健やかに成長できる環境づくりを進めます」から「目標5：誰もが恵庭の歴史や文化を学び続けられ、芸術や音楽に親しめる環境づくりを進めます」までの5つの目標に対し、それぞれ基本方針を一つないし二つの項目で掲げておりますのでご確認ください。

内容的には第3次の大綱を踏襲しつつ、前回にはなかった視点としては、例えば、目標2の一つ目の基本方針の中に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」という文言がありますが、この間にGIGAスクール構想が進展し、学校教育におけるICT環境の整備を進めてきましたが、最大限に活用して『個別最適な学び』と『協働的な学び』を一体的に実現することを目指し、教職員の負担軽減も考慮した『令和の日本型学校教育』を目指すことを教育大綱の中でも位置付けています。

また、目標3では、『生きる力』という言葉がありますが、これは前回にはない記載であるのと、恵庭の特色である読書活動と銘打っており、基本方針の中では社会教育・学校教育の2軸で様々な体験機会の充実により『生きる力』を育むとともに読書のまち「恵庭」としての読書活動の推進を強調しております。

ここで、一つ訂正をお願いしたいのですが、3ページ上段の目標3の基本方針の中の1行目から2行目にかけて「社会教育による」とありますが、「社会教育における」という表現に修正していただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

次に、3ページ下段に重点施策とありますが、内容については4ページに項目として記載しています。

重点施策の4ページ上段の4つの項目は、恵庭市学校教育基本方針の主要施策から構成されています。下段の『“あい”広がる未来へ～であい・学びあい・育ちあい～』とあり、以下3項ありますが、こちらは現在策定の大詰めを迎えている第6期生涯学習基本計画から構成されています。

第4次教育大綱の素案の内容については以上ですが、今後の予定としては、先月の骨子の際にもご説明しましたが、この素案をもとに来週20日に予定している総合教育会議に案としてお示しし、その後、パブリックコメント、そして議会への報告と進めて参ります。

説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

教育長

ただ今の協議1について、ご質疑等はございますか。

各委員

(なしの声)

教育長

なければ、以上で協議1について終了いたします。

続いて協議2は、「第4次教育推進プログラム」主な事業(案)についてです。事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、私から「第4次恵庭市教育推進プログラム」の主な事業(案)についてご説明させていただきます。

協議事項の5ページをご覧ください。

教育推進プログラムは、『恵庭市学校教育基本方針』において示されている『学校教育ビジョン』の実現に向けて、4期に分けて実施する主要施策になりますが、現在進めている第3期目にあたる第3次教育推進プログラムが今年度、令和7年度をもって設定期間を終えることから、次期設定期間、最終設定期間にもなりますが、令和8年度から5年間の第4次教育推進プログラムを策定する必要があります。

基本的には第4次までは、主要施策を踏襲し、第3次の評価作業を踏まえて、施策の方向と推進するプログラムの見直しを図ったところであります。

このたびの修正箇所については、中段の列『施策の方向』と右の列の『教育推進

プログラム』の項目で、色塗りの箇所になりますが、順次、ご説明いたします。

No.8の施策の方向『地域と学校が一体となった教育活動の推進』については、現行の小中連携の充実から、今まさに議論し進めようとしている『小中一貫の推進』としております。

No.11の『学校教育への支援体制の充実』の推進項目に『ICT支援員』という文言を加えております。

No.14の推進プログラムとしては、『地域ボランティアによる学習支援等の実施及び地域学校協働活動の推進』としています。

No.15の推進プログラムですが、現行は『学校ホームページによる情報発信』となっておりますが、加えて『SNS等様々な媒体やCS等による情報発信』としました。

No.16の施策の方向ですが、現行では『感性や創造力を生かした表現活動の充実』となっているのを『子どもの主体性を引き出す探究教育の充実』としております。

またNo.17の施策の方向も現行の『理数科への興味・関心を高める事業の推進』から『「生きる力」を育む体験活動の充実』とし、推進プログラムも様々な体験事業の推進としました。この事業の中には科学体験の子ども塾も実施されるかと思えます。また、先ほど議論いただきました教育大綱の目標3でも「生きる力を育む」体験活動とあるのも受けて、反映している形となっております。

No.20の推進プログラムは『いじめ防止対策の推進』と表現を変えております。

No.22の推進プログラムには『子ども理解支援ツールの活用』、現在は『ほっと』というツールを取り入れていますが、その取組みを加えております。

No.24の施策の方向ですが、現行では『心を育む体験活動の充実』となっておりますが、体験活動の充実は、先ほど説明した主要施策『これからの社会を担い、新しい時代を築く力の育成』のNo.17のほうで位置づけ→主要施策『豊かな心を育む教育の推進』のNo.24は『心を育む文化芸術活動の充実』とし、推進プログラムも『文化芸術事業等の推進』としました。

No.26の推進プログラムは、現状に合った形で『校内・校外教育支援センターの充実』としています。

No.30の施策の方向では、『豊かなスポーツライフ』とありましたが、表現を見直し『豊かなスポーツ環境の充実』とし、推進プログラムもまさに今進めている『運動部活動の地域展開の推進及び部活動指導員・外部指導者との連携』としております。

No.31の推進プログラムは具体の事業として『薬物乱用防止教室等の推進』としました。

No.35の推進プログラムは児童生徒のヘルメット着用の支援も進めようとしていることもあり見守りの取組に加えて『安全推進活動事業』としています。

No.36の施策の方向ですが今後益々重要となる『情報モラル教育の推進』とさせていただきます。

第4次教育推進プログラムの事業(案)の内容については以上ですが、今後の予定としては、この教育推進プログラムのもとにそれぞれ具体的取組の個別シート、工程表を作成し、その内容についても次回の教育委員会で協議していただく予定で進めていますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

教 育 長

ただ今の協議2について、ご質疑等はございますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で協議2について終了いたします。
 続いて、日程5報告に入ります。
 報告1は、令和7年第4回定例会 一般質問についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 私からは、日程4 報告1第4回 定例会一般質問要旨についてご報告をいたします。
 第4回定例会は、昨年11月27日に開会し、12月16日までの20日間の会期で開催されました。
 その間、12月2日から4日間で、15名の議員が一般質問を行い、内、教育委員会関連の質問が5名の議員からありました。
 答弁内容は、それぞれ記載のとおりとなっておりますが、代表的な質問項目のみ報告いたします。
 始めに、1ページの新岡議員であります、『教育委員会制度について』と『小中一貫教育』及び『二十歳の集いについて』の質問であります。
 次に3ページの宮議員ですが、『自転車用ヘルメット購入助成について』と『メタバースを活用した不登校児童生徒への支援について』の質問であります。
 次に4ページの野沢議員ですが、『文化・芸術振興条例の制定について』の質問であります。
 次に5ページの小林議員ですが、『いじめ問題・不登校について』2項目の質問であります。
 最後に6ページの太田議員ですが、『交通安全指導について』2項目の質問であります。
 私からは以上であります。

教育長 ただ今の報告1について、ご質疑等はございますか。

委員 宮議員の質問の中の『メタバース』という言葉があるのですが、北海道教育委員会が主体となり運営するメタバースというのは、どういう内容のものなのか説明をお願いします。

事務局 メタバースというのは主に仮想空間での不登校支援になります。道内ですと帯広市が主体的に今やっている取組みがありまして、ウェブ上で教育支援センターを仮想として行い、そこに子ども達が入り込んで学習支援や教育相談など、いろいろなコンテンツが入っているのですが、電子図書館なども行えるような空間であります。それと同じような形で道教委も現在行っておりまして、そこに道内いろいろな市町村が参加していますが、なかなか利用する子どもがいなくて実績は作れていない状況があります。

付け加えますと不登校児童になっている子どもが、その仮想空間でアバターとして登録して、当然顔は出さずに、ぬいぐるみの顔とか喜怒哀楽の表情も出るようなアバターの作りになっておりまして、1アカウントいくらという契約と、1~50までのアカウン

トでいくらという契約の費用がかかるのと、先程言った相談員の人件費もかかるということになります。一般質問でもあったのですが、なかなかこういう環境が整っているのですが、そこに参加する不登校の児童生徒が今のところ使われていないというところが課題です、という答弁となっております。

教 育 長 帯広市は参加者がどれくらいいるのですか。

事 務 局 20～30名が登録しているようです。

教 育 長 常時来ているのは何人くらいでしたか。

事 務 局 1桁程度です。

委 員 それは恵庭の不登校の子どもは、そういうものがあるというのはわかってはいるのですか。

事 務 局 まだ、当市はできる環境にないので、それを見極めている最中というところでして、当然そういう環境になったらお知らせをしたいと思いますが、ただ、なかなかそういう子は校外支援センターや学びの森などそういうところにも多分来ない子ども達なので、まずその情報を届けるのが課題だという話をしております。ただ、やはりいろいろな手段を確保することで、その子にとって現実の場には来れないけど、何かしらデジタルかもしれないけど交流は取れるという可能性もあるので、今のところ当市においても他市の状況を研究しながら、費用対効果を図れない部分はありますが、どのようなやり方がいいのか研究しているという状況です。環境を用意したとしても伝えることも難しいということで、そうなるとなかなか連絡も取りにくい子とか普段来ていない子がターゲットになることとなります。

委 員 はたちの集いについて感想なのですが、先日の集いも職員の皆さん総動員で運営されていて、良いはたちの集いだったと思って見ておりました。市民会館の改修もあり、直前まで掃除も含めてスタッフの方がギリギリまで調整してくださったということも、すごくありがたかったなと思っております。今年は例年と違って、実行委員の方達がプレゼント企画という形で、参加者が素直に喜んで盛り上がっていたということ、インタビューを交えるというのが参加者の方も参加しているという実感が持てたということがすごく良かったと思いました。親目線で言うと振袖を何十万円もかけて予約してきたものが、数時間で終わってしまうというもったいなさというのが親としては正直なところあると思う中で、参加して楽しかったという思い出を残せる企画というのはすごくいいなと思いました。リハーサルの時も実行委員さんは、やりたいことを積極的に提案して当日を迎えていたので、多分打合わせを重ねるごとにやる気もアップしてきているのではないかと感じました。公募でどれくらい人数が集まるものなのか、声掛けしてどれくらい集めているのかわかりませんが、次募集がある時には例えば今年やった実行委員からの感想として一言「やってみてこうでした」というのをつけながら募集すると、やってみようかなと思っていただけるかなと思います。司会をやってみたいとかも含めていろいろなアイデアが集まるといいなと思いました。

教育長 まさしくこの質問でいただいている参加者の声を次年度以降にどう反映させるのか、というところにつながってくると思いますので、引続き担当課においては連携しながら進めていただきたいと思います。

委員 宮議員の自転車のヘルメットの質問ですが、これから義務化していくところではあると思うのですが、学校の方で管理するとなった場合に、専用の管理する場所を設けるなど、どのように考えているのか教えてください。

事務局 恵み野中学校ではもう先行して義務化、強制ではありませんが、かなり推奨的なことを行っておりまして、教室を見ますと教室の後ろの方のフックのところヘルメットをかけているのが見受けられました。ただ、そういう環境がないところについては、施設と協議しながらフックを付けるのがいいのか、ボックスの棚がいいのか、これから協議していきたいと思っております。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告1について終了いたします。
続いて報告2は、「恵庭市いじめ防止基本方針」の改定について(最終版)です。
事務局よりお願いいたします。

事務局 私からは、報告資料7ページ、報告2恵庭市いじめ防止基本方針の改定(最終版)についてご報告いたします。
本件につきましては、令和7年10月の教育委員会にて報告をさせていただいたとおり、12月8日開催の総務文教常任委員会にて議会への報告を行いました。
その際、委員より、基本方針の36ページのフロー図のうち、「本文に反映されていない箇所がある」との指摘がありましたことから、資料7ページの下線の箇所について、追記いたしました。
基本方針の追記箇所については、資料11ページ『重大事態対応フロー図』の目次と32ページ『2重大事態の調査』の『(1)重大事態の対応』に2行目、「また」以降に追記しております。
既に報告済みの令和4年度以降に発生したいじめの重大事態の発生報告については、予算の補正が必要となった場合のみ、フロー図のとおり議会への報告を行っていましたが、今回の改正で本文に明記したことにより、今後いじめの重大事態が発生した場合、予算の必要の有無に関わらず、すべての報告を議会へ行います。
いじめの基本方針の改定について(最終版)の説明は、以上となります。

教育長 ただ今の報告2について、ご質疑等はございますか。

委員 33ページの『(2)調査主体の判断』というところですが、「調査は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があり、その判断は教育委員会が行う」という文面なのですが、その判断というのは何か基準というかどうかという場合は学校が行って、どういう場合は教育委員会が行うなど、明確なものはあるの

でしょうか。

事務局 本来は、学校が主体となって調査を開始しているのですが、中には学校に対して不信感を持つ保護者がおまして、保護者からの要望により、学校主体、それから教育委員会いわゆる第三者が介入して調査を行う場合のどちらにするかというところは、保護者からの要望を一部反映しながら教育委員会が決定して行っている状況であります。

委員 実態はそういう形になるのかもしれませんが、こういう文章の中で読んだときにどうい判断でやるのかなというところがわからなかったため、そのあたりは明文化しなくていいのかなと思いました。

教育長 ごもったも指摘でありまして、今の部分はこの中で明文化した方がいいのではないかと思うので、そのあたりは研究させてください。

事務局 なかなか明文化も難しさは感じていて、先程の説明があったように効率のことだけを見ると、現場の学校の先生が児童生徒からいろいろ聞き取りするのが一番効率がいいと考えております。端的な例として、保護者からの信頼を失った時は違う主体から調査を進めるのが効率的であったりします。また、事案にもよって今回当市であった4件の事案もそうですが、1件が学校主体で進めて、3件が他の主体で調査ということになりましたが、例えば広がり大きい時は学校よりも教育委員会主体の方がいいとか、個別案件の整理というのがまだ体系だてできていないという側面があります。ただ、ガイドラインとしてあれば、我々もやりやすくなりますので、そのあたりは引き続き研究することは必要だと思いますが、そういうことを考えていかなければならないということです。一方で、ここで主体がどっちかということをはっきりさせて取組みますという、その意思をお示したというところをご理解いただければなと考えております。

委員 なんでこんなことを思ったかという、フロー図があって学校が主体、教育委員会が主体とここで明確に目で見えて出てきているので、じゃあどっちがどうなのかなというのを紐解いていくと、その判断は教育委員会がするとしかなっていないため、その根拠は何なのかなということを疑問に思いました。

教育長 最初の2行を読んだだけではわからいづら部分ではありますが、後ろのフロー図のところに説明文がついておりますので、そのあたりも踏まえて国や道のをさらに研究した方がいいと思います。

その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告2について終了いたします。

次に、報告3は、令和7年度恵庭市通学路合同点検についてです。事務局よりお願いいたします。

事務局 報告3令和7年度恵庭市通学路合同点検についてご報告させていただきます。
通学路合同点検につきましては、『恵庭市通学路安全プログラム』に基づき、『恵庭市通学路安全推進会議』構成委員により、学校から要望のあった6箇所について、7月29日に通学路合同点検を実施いたしました。
点検箇所については、39ページ、40ページのとおりとなり、詳細については41ページから55ページのとおりとなります。
次に、56ページをご覧ください。
合同点検結果に基づく今後の対策案につきましては標記のとおりとなりますが、4箇所目、5箇所目、6箇所目について、ガードレールや信号機、横断歩道の設置要望があったものの、3箇所とも交通量や道路などの構造上、新規設置等の対応は難しいとの回答が、北海道や千歳警察署よりありました。
危険箇所につきましては、対応済みの箇所を含め、今後も継続して学校や市教委として通学時の安全指導を行い、安心・安全に登下校できるよう関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。
私からの報告は以上となります。

教育長 ただ今の報告3について、ご質疑等はございますか。

委員 この合同点検というのは、今年度7月29日に行われたということですが、年に一回でしょうか。

事務局 年に一回行っております。

委員 冬の状況と、雪がないでの通学路の道路の状況というのは大きく変わる部分があるのかなという思いがあって、できれば冬も合同でできるのかわかりませんが、した方がいいのかなという感想です。

事務局 冬の通学路の危険箇所については、随時行っております。今のご意見のとおり、私達も今後必要に応じてやっていきたいとは考えております。

教育長 通常はスクールガードリーダーがそれぞれ見回っているのでしょうか。

事務局 危険箇所についてだけではなく、全市的に区域を決めてスクールガードリーダーが中心に回っております。

教育長 冬の目線として今まで以上に見ていただくということをお願いしたいと思います。
その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告3について終了いたします。
続いて、日程6その他について、事務局よりお願いします。

事務局

私の方からは、小中一貫教育のリーフレットにかかわって、本日机上の方に配布をさせていただきました。小中一貫教育については、これまでも基本方針案の各段階においてたくさん議論をいただきました。その際、委員の皆様方にもたくさんのご意見を頂戴し、その都度修正案を事務局からお示しをしてきたとおりでありますが、今回そういった内容を踏まえて保護者、それから市民目線というところを意識しながらこれからいろいろな形での啓発・理解を図るためのツールとして使うことができれば、ということイメージしながら作成しております。特に前回の会議の時に委員から用語の定義も含めてそういったものがわかるようにというご指摘もあり、若干追記させてもらったというところではあります。A3版をご覧いただければと思いますが、前面に小中一貫教育とはどのような教育なのか、という大きな部分を、そしてその裏側に一問一答のQ&A形式で質問と回答を載せさせていただいたという作りになっております。中を開いて見ていただくと具体的な基本方針を示した一貫教育の内容に関わる部分として、学校の取組みがわかるような形でお示しさせていただき、A4版のものについては中面を割愛して裏表1枚のもので整理したという作りになっております。この後お持ち帰りいただきお目通しいただいて、忌憚のない意見をいただき修正をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

教育長

ただ今の報告について、ご質疑等はございますか。

委員

先程のいじめ防止基本方針の中で『保護者の不信任』というのが気になったのですが、おそらく保護者も自分の子どもがいじめを受けていると思った時に、対応がすごく不安だと思います。いじめは起きてから動き出すことなので、どうしていいかすごく焦りがあると思うのですが、これを見た時に自分の子どもがいじめを受けていると思ったら、まず誰に相談したらいいのか、窓口というのはいくつかあるものなのか、そういった心の準備のようなものがイラストであったりとかそういうものと一緒に事前にあると、不安感が和らぐのかなと思いました。相談してもその相談先でどうなるのかわからないと、ちょっとしたことがいらだちにつながったりすると思いますし、学校は夕方留守番電話になるので、なかなかコンタクトが取りづらいということも不安感があると思うので、学校単位なのかわかりませんが、入学のタイミングですとか学期の始まりの時などで、うちの学校はこういう形で体制を取っているというような「いじめを許しません」というような強い意志表示のようなものが、子ども達・保護者に伝わるようなアイデアがあるといいのかなと思いました。

事務局

市教委のスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーに相談できるというのは年間何回か学校に周知していて、家庭にも新学期・長期休暇の際など、年間複数回周知しております。

教育長

不登校の保護者へのメッセージも相談先のパンフレットを作成し、周知しております。電話でなくてもメールでも相談できるシステムをとっておりますし、レジュメについては各学校の入学者説明会、そして新学期のPTA総会などで必ずいじめについては、それぞれの学校のいじめの対策方針というのがありますので、それを必ず説明してメッセージとして伝えるようにということは学校にお願いしております。ただ、学校でどの程度のメッセージを送っているのかということは一サーチしたいと思っております。

事務局 過日の校長会議の中でも、学校説明会の折に各学校のいじめの基本方針については、必ず説明するように指示伝達事項として話をしております。

事務局 私の方からは、令和8年度中学生を対象とした自転車用ヘルメット購入費補助金交付のお知らせについて、情報提供させていただきます。

本日机上配布させていただいております『お知らせ』をご覧ください。

自転車乗車時のヘルメット着用については、令和5年度に道路交通法の一部が改正となり、努力義務化されたところであり、市教委及び学校として、児童生徒や各家庭に対しヘルメット着用の指導及び着用の推奨を行って参りました。

令和7年度現在、一部の学校において、学校管理下時の自転車乗車時のヘルメット着用の義務化をしているものの、ほとんどの学校では自転車通学の許可条件とはしておりません。

市内では重篤な自転車乗車時の交通事故は発生しておりませんが、道内では自転車乗車中の重大な交通事故が発生しており、令和7年9月に恵庭市校長会では、このような痛ましい事故が発生することは決してあってはならないこととして、次年度より通学時や部活動の移動時における自転車用ヘルメット着用を義務化する旨通知がありました。

本市では、小学生までを対象とした自転車乗車用ヘルメット購入費の一部補助を行っておりますが、自転車通学を許可している中学生は対象外であることから、校長会から、ヘルメット購入に係る経済的な配慮の要望があり、中学校の通学許可者及び部活動加入者のうち就学援助制度対象者向けの補助として、市補助と同額の3,000円を上限としてヘルメット購入費の一部補助を検討しております。

現在は、令和8年度予算要求を行っている状況であります。2月頃より入学準備を行う家庭もあることから、配布通知のとおり、市内店舗でヘルメットを購入した場合、領収書等を保管するよう、2月の中学校の入学説明会に事前に周知を行う予定としております。

なお、今回の通知は事前予告とし、正式な通知については、予算確定後となるため、新学期となる見込みです。私からの説明は以上となります。

委員 一般的に推奨されている自転車用のヘルメットというのは、値段としてはいくらくらいなのでしょう。

事務局 市内のホームセンターを見てみると4,000円台から8,000円台くらいでした。

委員 安全認証マークというのがあるのですが、普通に自転車のヘルメットとして売っているもので、この認証にあっていないものも店頭には並んでいるのでしょうか。

事務局 ドラッグストアには3,000円台くらいで、SGマークというのが主に認証されているシールなのですが、これがないものがございます。ホームセンターにもこの認証マークがないものが3,000円台で販売していることがわかっております。

委員 買う時に補助金はどういうシステムでやるのでしょうか。

事務局 購入したものの写真を撮影していただいて、必ず認証マークが外側か内側につい

ているので、その写真を撮ってもらってそれを添付して出していただくこととしております。それに加えてレシートも添付していただくこととしております。

今後の教育関連事業についてです。

1月・2月は、公民館やコミスクカフェ、郷土資料館の講座、図書館の事業とございますので、機会があれば、是非ご覧いただければと思います。

以上です。

昨年の6月に国の重要文化財になりました西島松5遺跡の主に金属製品、土器ももちろんありますが、その展示ケースを今年度予算で予算要求させていただいております。無事納品されました。畳1枚ほどの大きさの展示ケースですけれども、従前のカリンバ展示室の一部にケースが置かれまして、12月の末から見ただけできるようになっております。少ない点数にはなりますけれども、これで通年でご覧いただけるようになりまして、ご報告させていただきます。もし、関係者の方で見たい方がいらっしゃいましたらお声がけいただければと思います。

教 育 長 カリンバの展示物はレプリカですが、西島松5遺跡は本物ということです。

委 湿度調整などはできるのですか。

教 育 長 はい、できるものになります。

ただ、最近統計をとったら学校での郷土資料館への足が遠のいていて、どんどん少なくなっている状況ですので、これを契機にまた多くの子ども達に見てもらいたいと思います。

(次回の日程確認)

教 育 長 その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

終 了